

杵築市告示第 5 1 号

杵築ブランド販売促進等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、杵築ブランドの販路拡大及び販売力強化を図るため、予算の範囲内で杵築ブランド販売促進等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、杵築市補助金等交付規則（平成 1 7 年杵築市規則第 3 7 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 杵築ブランド認定事業者 杵築ブランド認定を受けた商品の認定申請を行った事業者又は個人をいう。
- (2) 展示会等 取引先及び事業提携先の開拓並びに受発注の機会の確保を目的として開催される展示会、商談会、博覧会、コンクール等をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア その場で小売することを主目的としたもの
 - イ 出展者の募集が広く一般に公開されていないもの
 - ウ 国外で開催されるもの
 - エ 開催の目的が事業者との商談でないもの
 - オ その他市長が不相当と認めるもの
- (3) EC サイト インターネットを用いた商取引用のウェブサイトをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）

）は、次に掲げる要件を満たす事業者とする。

（１） 杵築ブランド認定事業者であること。

（２） 当該年度においてこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

（１） 市税等の滞納がある者

（２） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係である者

（３） その他市長が適当でないと認める者

（補助金の区分、補助対象経費及び補助金の額）

第４条 補助金の区分、補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

２ 前項の規定にかかわらず、国、県その他の機関から補助対象経費と同一の経費を交付の対象とする補助等を受けている場合は、当該経費を補助の対象としなない。

３ 補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含めないものとする。

（交付の申請）

第５条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、杵築ブランド販売促進等支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

（１） 杵築ブランド販売促進等支援事業補助金事業計画書（様

式第 2 号)

- (2) 同意書兼誓約書 (様式第 3 号)
- (3) 市税等の滞納のない証明書
- (4) 別表に掲げる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 6 条 市長は、前項の規定による申請の提出があったときは、その内容を審査した上で、補助金の交付の適否を決定し、杵築ブランド販売促進等支援事業補助金交付 (不交付) 決定通知書 (様式第 4 号) により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更及び承認)

第 7 条 前条の規定による交付決定通知を受けた者 (以下「交付決定者」という。) は、第 5 条に規定する申請内容に変更が生じたとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止するときは、杵築ブランド販売促進等支援事業補助金交付変更 (中止・廃止) 承認申請書 (様式第 5 号) に、第 5 条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で、補助金の変更の適否を決定し、杵築ブランド販売促進等支援事業補助金交付変更決定通知書 (様式第 6 号) により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の請求)

第 8 条 交付決定者は、当該補助事業の完了後、補助事業の完了の日から 20 日を経過した日又は交付決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、杵築ブランド販売促進等支援事業補助金実績報告書 (様式第 7 号) 及び杵築ブランド販売促進等支援事業補助金交付請求書 (様式第 8 号) に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 杵築ブランド販売促進等支援事業補助金事業実績書（様式第9号）

(2) 補助対象経費に係る領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。

(2) この要綱及び市長の指示に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第４条及び第５条関係）

補助金の区分	補助対象経費	補助金の額	提出書類
杵築ブランド認定品改良費	パンフレット・チラシ・ラベル等デザイン料、サンプル作製費、技術指導等に係るコンサルタント料等	杵築ブランド認定品改良費及び展示会等出展費の補助対象経費総額の2分の1の額（当該額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。	(1) 改良する商品の直近の売上がわかる資料 (2) 原則2社以上の見積書の写し
展示会等出展費	会場借上料（展示会等への出展に係るブース代、展示会等の設備に係るレンタル料を含む。）、旅費、展示会等の装飾に係る製作費（デザイン料を含む。）等		(1) 展示会等の概要がわかる資料 (2) 展示会等への出展申込書の写し (3) 対象経費の明細及びその額を証する書類
ECサイトバナー等製作費	商品撮影料、画像のレタッチ費、現像費、スタイリング・フードコーディネート料、バナー製作費（デザイン料を含む。）等	ECサイトバナー等製作費の補助対象経費総額の2分の1の額（当該額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、15万円を限度とする。	(1) 原則2社以上の見積書の写し

※自家用車を使用する場合の車賃については、杵築市職員の旅費支給に関する規則（平成１７年杵築市規則第３５号）第３条の規定に準じた額を支給する。